

商品概要説明書

年金受給者優遇貯金

(2021年1月4日現在)

| | |
|--|---|
| 商品名 | <ul style="list-style-type: none"> 年金受給者優遇貯金 愛称：年輪 |
| ご利用いただける方 | <ul style="list-style-type: none"> 個人の方で以下の条件のうちいずれかに該当される方 <ul style="list-style-type: none"> ①当JAで年金（国民年金・厚生年金・共済年金・農業者年金）を受給されている方。 ②新たに当JAで年金（国民年金・厚生年金・共済年金・農業者年金）を受給される方。 |
| 期間 | <ul style="list-style-type: none"> 1年 自動継続（元金継続）のみの取扱いとなります。 |
| 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 預入限度 | <ul style="list-style-type: none"> 一括預入 1円以上 1円単位 お一人様500万円を限度とします。 |
| 払戻方法 | <ul style="list-style-type: none"> 満期日以後に一括して払い戻します。 |
| 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法 (6) 上乗せ金利の見直し | <ul style="list-style-type: none"> 預入時のスーパー定期貯金1年ものの店頭表示金利に年0.05%を上乗せいたします。 自動継続後も継続日における「年輪」の上乗せ金利を適用します。ただし、ご継続時に「ご利用いただける方」の条件を満たしていない場合は、スーパー定期貯金1年ものの自動継続時の店頭表示金利を当該満期日まで適用します（上乗せ金利の特典がなくなります）。 満期日以後に一括して支払います。 付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。 原則、毎年12月の「貯金金利設定委員会」において、上乗せ金利の見直し（改定）を行い決定します。 |
| 手数料 | - |
| 付加できる特約事項 | <ul style="list-style-type: none"> 総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率） マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 |
| 中途解約時の取扱い | <ul style="list-style-type: none"> 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 <ul style="list-style-type: none"> ① 預入期間が6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 預入期間が6か月以上1年未満 約定利率×50% ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 |
| 貯金保険制度 (公的制度) | <ul style="list-style-type: none"> 保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。 |
| 苦情処理措置および紛争解決措置の内容 | <p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または金融部（電話：047-339-1113）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など</p> |

| | |
|-------------------|---|
| <p>紛争解決措置</p> | <p>苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、J Aバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当J A金融部またはJ Aバンク相談所にお申し出ください。なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。</p> <p>東京弁護士会紛争解決センター （電話：03-3581-0031）</p> <p>第一東京弁護士会仲裁センター （電話：03-3595-8588）</p> <p>第二東京弁護士会仲裁センター （電話：03-3581-2249）</p> <p>「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」</p> |
| <p>その他参考となる事項</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・この貯金の預入ができるのは、当J Aに国民年金・厚生年金・共済年金・農業者年金の振込指定をしている対象貯金者に限られます。 ・お申込時に年金受取口座の普通貯金通帳、裁定請求書等をご提示いただきます。 ・預入店舗は1人1店舗に限られます。 ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・預入期間中に本商品の取扱いを終了した場合は、取扱終了後最初に到来する満期継続時にスーパー定期貯金1年ものに切替えさせていただきます（上乗せ金利の特典がなくなります）。 ・店頭のみのお取り扱いとなります。 |

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J Aいちかわ